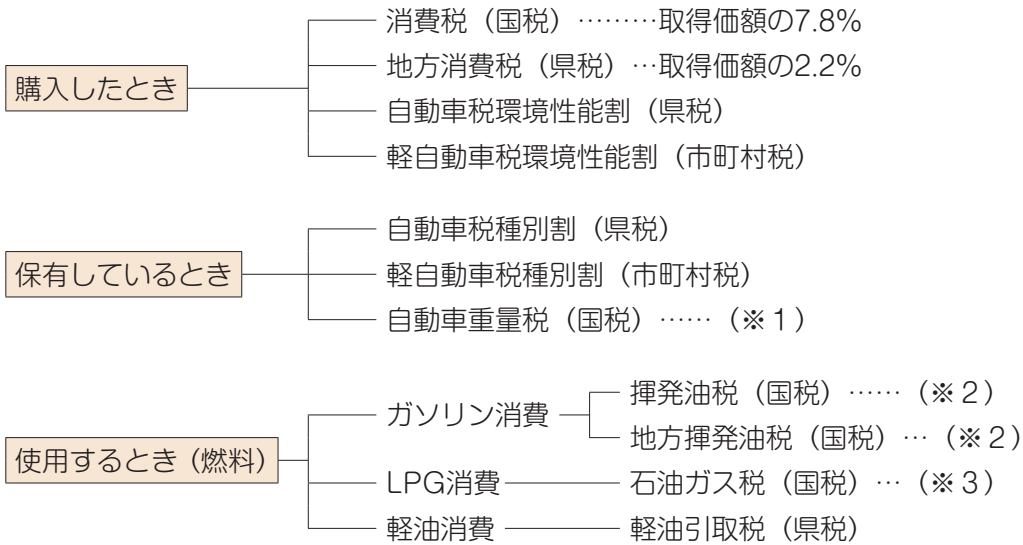


自動車と税

◆自動車関係税の種類



(※1)

◎自動車重量税

最初に受ける新規検査又は継続検査等により自動車検査証の交付を受けるときにかかります。

新車新規登録時		車 検 証 の 有 効 期 間	
		3年自家用	2年自家用
乗用車	エコカー	車両重量0.5トンあたり7,500円に対し、 全額免税、50%軽減、25%軽減のいずれか	車両重量0.5トンあたり5,000円に対し、 全額免税、50%軽減、25%軽減のいずれか
	エコカー以外	車両重量0.5トンあたり12,300円	車両重量0.5トンあたり8,200円
軽自動車	エコカー	車両重量0.5トンあたり7,500円に対し、 全額免税、75%軽減、50%軽減、25%軽減のいずれか	車両重量0.5トンあたり5,000円に対し、 全額免税、75%軽減、50%軽減、25%軽減のいずれか
	エコカー以外	9,900円	6,600円

継続検査等時		車検証の有効期間		
		2年自家用	1年自家用	
乗用車	エコカー	全額免税又は本則税率（車両重量0.5トンあたり5,000円）	全額免税又は本則税率（車両重量0.5トンあたり2,500円）	
	エコカー以外	下記以外	車両重量0.5トンあたり8,200円	
		初度登録から13年経過	車両重量0.5トンあたり11,400円	
		初度登録から18年経過	車両重量0.5トンあたり12,600円	
軽自動車	エコカー	全額免税又は本則税率（5,000円）	/	
	エコカー以外	下記以外		6,600円
		初度登録から13年経過		8,200円
		初度登録から18年経過		8,800円

- (注) 1. この表は、令和3年5月1日以降の自家用自動車に対するものです。営業用自動車は自家用より軽い税率です。
2. エコカーとは、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置、いわゆる「エコカー減税」の対象となる燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車で、例えば電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。
3. エコカーの税額は、燃費基準及び排出ガス基準により軽減割合（100%・75%・50%・25%）が異なります。
4. どのメーカーのどの車種（商品名）がエコカー減税の対象となるかということに関しましては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

(※2)

◎揮発油税・地方揮発油税

ガソリン価格の中に含まれている税で、道路に関する費用等に使われます。

揮発油税	ガソリン1ℓにつき	48.6円
地方揮発油税	//	5.2円
計		53.8円

※地方揮発油税は全額地方公共団体に譲与されます。

※揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ℓ）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ℓ）が適用されることとなります。

その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります。ただし、この税率の変更については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案して別に定める日までの間、その適用が停止されています。

(※3)

◎石油ガス税

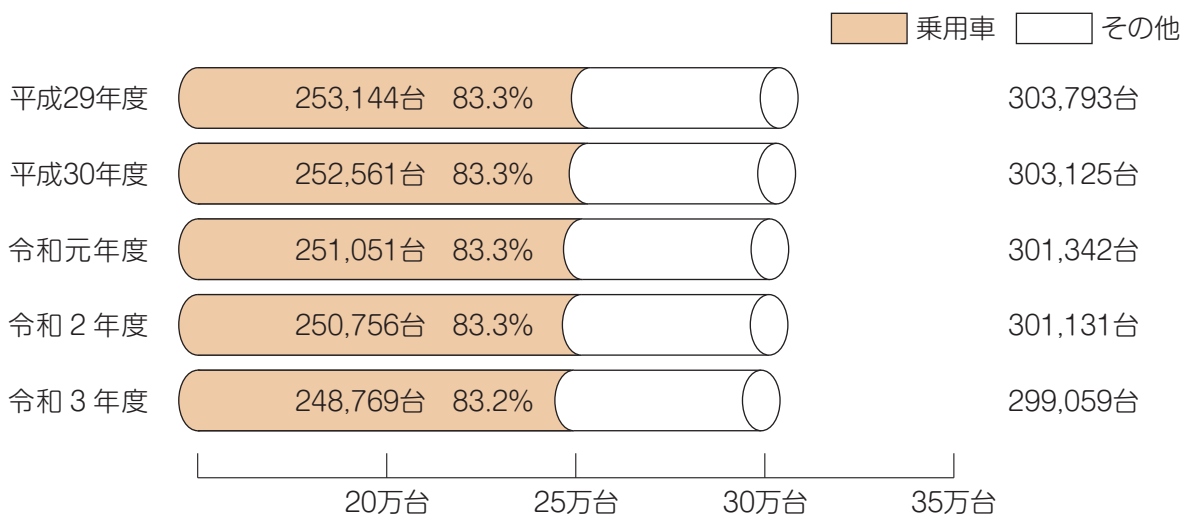
タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれる税で、道路に関する費用等に使われます。

石油ガス1kg当たり17.5円

※石油ガス税の収入額の2分の1が地方公共団体に譲与されます。

◆徳島県の自動車登録台数の推移

(各年度末現在の台数・大型特殊車、軽自動車を除く)



自動車税種別割のトラブルを防止しましょう。

新たに自動車をお持ちになる方は

友人などから自動車を譲り受けたときは、必ず運輸支局で**移転登録**をしましょう。

登録がそのままになっていると、前の所有者に自動車税種別割がかかり、迷惑をかけます。

壊れて動かなくなった自動車をお持ちの方は

1日も早く運輸支局で**抹消登録**をしましょう。

この登録をしないと使用できない車にいつまでも自動車税種別割がかかります。既に納付済の場合は、抹消の登録をすれば翌月からの税金が還付されます。

自動車を手放す方は

自動車を売ったり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず運輸支局で**移転又は抹消の登録**をしましょう。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在登録されている所有者にかかります。これらの登録がされていないと実際には自動車を持っていなくても、自動車税種別割がかかります。

年度の途中で抹消登録をした場合は、その翌月から3月までの月割分が減額され、還付されます。

転居される方は

必ず運輸支局で**住所変更の登録**をしましょう。

住民票を移しただけでは、車検証の住所は変わりません。